

議事要旨(3)「過年度遡及修正に関する論点の整理」に対する検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、これまでの過年度遡及専門委員会における検討状況について、資料（審議事項(3)-1～(3)-5）に基づき、各資料の「検討の方向性」を中心に説明が行われた。

当該説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおりである。

・審議事項(3)-4の「(5-2)開示項目 1. 現行の開示に係る定めめの比較」でIFRSの定めについて、原則として「見積りの変更について、内容と金額を開示する（将来への影響を含む）」とあるが、具体的に何を開示するのか、例えば将来への影響については損益計算書項目についても記載しなければならないのか、当期の損益計算書への影響と、貸借対照表で累積的影響額が明らかであるため、それで十分ではないかという意見があった。これに対し事務局からは、IFRSの定めを参考にすることでどうかという提案をしているが、いただいたご意見も踏まえて再度検討する旨の回答があった。

・審議事項(3)-5について、米国基準の考え方は不明瞭であり、遡及適用の基準では減価償却方法の考え方には深く踏み込まないというスタンスであれば、「政策的判断を加えたうえで、見積りの変更と同様に取り扱う」という考え方を採るほうが、がむしる明確ではないかという意見があった。事務局からは、減価償却方法の変更以外にも、見積りの要素が含まれる会計方針の変更として扱うことが適当と考えられるような場合があるが、国際的な会計基準ではこのような場合、見積りの要素がからむために遡及しないという取扱いとされていること、新会計基準の経過措置に関しても同様の考え方により、遡及適用が求められないケースもあり得ると考えられていることから、減価償却方法の変更の際には遡及適用を行わないとする場合であっても、単に政策的判断を根拠に遡及適用しないとするのではなく、こうした取扱いとの考え方の整合性を検討していく必要もあるのではないかという回答があった。

さらに、委員からは、日本基準では費消パターンを見積もって減価償却方法を選択するという規定があるのか質問があった。事務局からは、完全な自由選択ではなく、財務諸表を大きく歪めることがあってはならないとする基本的な概念は存在しているのではないかと考えられるとの回答があった。

・審議事項(3)-5について、見積りの変更の要素が含まれている会計方針もあることに関して、減価償却以外の個別の会計方針についても考え方を整理していく方針なのか質問があった。事務局からは、会計方針の取扱い一般の問題について、この際包括的な整理を行った方がいいのではないかという意見が論点整理に対するコメントや専門委員会での議論の中でも出されているが、遡及修正のプロジェクトの守備範囲を超えているという指摘もあり、これらの問題をどこまで取扱うかについては、今後の議論の煮詰めり方や与えられた検討期間も踏まえつつ、判断していきたいとの回答があった。

以上